

(趣旨)

第1条 この規程は追手門学院大学学則(以下学則という。)及び博物館法(昭和26年法律第285号)、博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に基づき、卒業と同時に、学芸員となる資格の取得に関する必要事項を定める。

(履修登録)

第2条 学芸員となる資格を得ようとする者は、定められた要領で資格希望登録並びに履修登録を行わなければならない。

2 資格課程に係るオリエンテーション及び各種説明会へ必ず参加し、教員より履修指導を受けなければならない。

(科目及び単位並びに履修方法)

第3条 学芸員となる資格を得ようとする者は、次に定める履修方法に従って、所定の科目の単位を修得しなければならない。

	法定科目名及び最低修得単位数	本学開講科目名及び単位数	配当年次	履修方法
必修科目	生涯学習概論	2 社会教育概論1	2 1年次以上	必修
		2 社会教育概論2	2 1年次以上	
	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館資料保存論 博物館展示論 博物館教育論 博物館情報・メディア論 博物館実習	2 博物館概論	2 1年次以上	必修
		2 博物館経営論	2 1年次以上	
		2 博物館資料論	2 1年次以上	
		2 博物館資料保存論	2 1年次以上	
		2 博物館展示論	2 1年次以上	
		2 博物館教育論	2 1年次以上	
		2 博物館情報・メディア論	2 1年次以上	
3 博物館実習		3 3年次以上		
選択科目	文化史	2 東洋史概説1	2 2年次以上	8単位以上選択
		2 東洋史概説2	2 2年次以上	
		2 西洋史概説1	2 2年次以上	
		2 西洋史概説2	2 2年次以上	
		2 日本史概説1	2 2年次以上	
		2 日本史概説2	2 2年次以上	
		2 博物館入門	2 1年次以上	
		2 人文地理学概説1	2 2年次以上	
		2 人文地理学概説2	2 2年次以上	
		2 地誌学1	2 2年次以上	
		2 地誌学2	2 2年次以上	
		2 日本史	2 1年次以上	
		2 アジア・オセアニア史	2 1年次以上	
	2 西洋史	2 1年次以上		
	2 人文地理学	2 1年次以上		
	美術史	2 芸術学	2 1年次以上	
	民俗学	2 民俗学	2 1年次以上	
		2 文化人類学	2 2年次以上	
	物理学	2 ものの科学	2 1年次以上	
生物学	2 生命の科学	2 1年次以上		

(博物館実習)

第4条 博物館実習の履修要件は、次のとおりとする。

- (1) 博物館実習を履修するためには、前年度までに博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論、博物館情報・メディア論の中から4科目8単位以上を修得していること。
- (2) 博物館実習は、指定された期間に、原則本学の指定する実習先において実施する。
- (3) 博物館実習を履修するには、実習前年度に実施するオリエンテーションに参加し、前年度中に所定の手続きを経なければならない。
- (4) 博物館実習を履修する者は、所定の期日までに指定された要領で実習費として16,000円を納入しなければならない。

なお、一旦納入した費用は原則返還しない。

(5) 博物館実習終了後、すみやかに実習記録簿など求められた資料を大学へ提出すること。

(証明書等交付)

第5条 本規程第3条第2項に定める科目を所定の履修方法に従い必要な単位を修得した者には、願い出により、単位修得証明書を交付する。

2 本規程第3条第2項に定める科目を所定の履修方法に従い必要な単位を全て修得し本学を卒業した者には、願い出により、資格証明書を交付する。

(事務所管)

第6条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教務連絡委員会の議を経て学部会議において決定する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998年4月1日から施行する。ただし、1998年3月31日以前の入学者及び編入学者については、従来の規程を適用する。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。ただし、2000年3月31日に在学する者についても、改正後の第3条第3号の規定を適用する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。ただし、2002年3月31日以前の入学者及び編入学者については、従来の規程を適用する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。ただし、2003年3月31日以前の入学者及び編入学生については、従来の規程を適用する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。ただし、2006年3月31日以前の入学者及び2008年3月31日以前の編入学者については、従来の規程を適用する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。ただし、2006年3月31日以前の入学者及び2008年3月31日以前の編入学者については、従来の規程を適用する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。ただし、2021年3月31日以前の入学者については、従来の規程を適用する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。